いじめ防止基本方針

国分寺市立第八小学校

- 1 いじめの定義といじめの防止に関する基本姿勢 いじめ問題に取り組むための校内組織
- 2 いじめの未然防止のための取り組み
- 3 いじめの早期発見・早期対応に向けての取り組み
- 4 重大事態に向けての取り組み
- 5 ネット上のいじめへの対応
- 6 新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識への対応

いじめ防止基本方針

国分寺市立第八小学校

1 いじめの定義といじめの防止に関する基本姿勢

●いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。

いじめ防止対策推進法 より

●いじめの防止に関する基本姿勢

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるものであるという基本的認識に立ち、本校児童が「明るく楽しく安心して学び、心の居場所がある学校生活」を送ることができるように基本的な姿勢を明確にし、共通理解を図りいじめの防止に取り組む。

- ○いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気をつくる。
- ○全教職員で八小児童全員を指導する姿勢をもつ。
- ○児童理解を深め、児童の自己肯定感を高める指導を計画的に行う。
- ○早期発見し、的確な指導を行う。
- ○早期対応は、絶対に当該児童を徹底して守り通す。
- ○教師自身の人権感覚を磨く。
- ○温かな人間関係を築く。

●いじめ問題に取り組むための校内組織

※「いじめ対策委員会」

いじめ防止に関する措置を迅速かつ効果的に行うため、管理職・教務主任・生活指導主任(教育相談担当)・当該学級担任・当該学年主任・当該学年担任・当該専科・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによるいじめ防止対策委員会を設置する。なお、状況によっては CS 実行委員会委員にも協力を要請し、必要に応じて委員会を招集する。

2 いじめの未然防止のための取り組み

居場所づくりや絆づくりを基本に、互いを認めあえる人間関係・雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、家庭・地域社会と共に児童の健やかな育成に取り組む。

学級担任等

- ●児童一人一人にとって魅力ある授業を実現する。
 - ・授業改善推進プランに基づく授業の充実を図る。
 - ・分かりやすい授業、児童同士が話し合い学び合う授業を通して、互いの良さを認め合えるようにする。
 - ・地域・保護者との協働で行う "授業ボランティア"等を意図的計画的に組み入れた「全児童が分かる授業」を構築する。
 - ・授業中の規律として「八小学習スタンダード」「話し合いのルール」(声の物差し・ 話型・呼名の仕方)を全校共通で指導する。

●「特別の教科 道徳」の時間の充実を図る。 学級担任等 ・思いやりの心・命の大切さについて指導する。 ・話合い活動を充実させ、自己の生き方について考えやすい環境を整える。 ●開かれた学校づくりの推進、地域社会との連携を図る。 ・ハケの学習を保護者・地域と共に展開する。 ・弁護士を講師に招き、「いじめ防止授業」を第5学年で実施する。 ●自尊感情と帰属意識を高める。 ・「体力向上を図る学級毎の取り組み」を継続して行う。 ・縦割り班活動「絆タイム」を意図的計画的に行う。 ・年間指導計画をもとに、学級活動の充実を図り、児童一人一人が活躍できる場や 機会を意図的に設定する。 ●児童のいじめ防止に対する意識の向上を図る。 ・「いじめ撲滅宣言」「STOP いじめ!国分寺5カ条」「八小SNSルール」等を 活用した取り組みを、児童会中心に計画的に行う。 ・全ての学級で、「いじめに関する授業」を**年間3回以上**実施する。 教 養 護 ●朝会や学校保健委員会で命の大切さを取り上げる。 ●いじめの問題について校内研修や職員会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。 生 活指 ●日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。 ●「いじめに関する研修」を年間3回実施する。 導 主 ①5月9日(火) ②10月3日(火) ③1月18日(木) ●「議題ポスト」で、困っていることを募集し、代表委員会で対応を話し合う。 児童・ ●代表員会を中心に、いじめ防止対策の取り組みを話し合い、全校で実施する。 ●いじめ防止児童会・生徒会フォーラムに参加し、校内のいじめ防止に関する取り組 会 を発表する。 ●全校朝会などでいじめ問題に触れ「いじめは絶対に許されない」雰囲気を学校全体 に醸成する。 ●教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進等 管理職 に計画的に取り組む。 ●児竜の自尊感情や帰属意識を高めるための活動を積極的に設けるよう教職員に働き かける。 ●教職員が、主体的に学校運営に参画する意識をもてるように積極的に教職員に声掛

けをし、コミュニケーションを図りやすい職場環境を醸成する。

3 いじめの早期発見・早期対応に向けての取り組み

日頃から教職員と児童・児童相互・教職員相互・保護者と教職員等との間に温かい人間関係を 構築することに努めることを基盤とし取り組みにあたる。

①早期発見

| 学級担任等 | ●全ての教員が児童の様子に目を配り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の |
|-------------|--|
| | 小さな変化を見逃さない感覚を身に付けていく。 |
| | ●おかしいと感じた児童がいた場合、同学年の担任や生活指導夕会等の場において気 |
| | 付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童に目を配るように発信する。必要に |
| | 応じて家庭・地域関係機関との連携等を行い迅速な対応を行う。 |
| | ●「いじめアンケート調査」(年3回)を活用し、人間関係等の状況を把握しいじめ |
| | に対する指導・対応にあたる。 |
| | ●欠席児童に対し、欠席連絡の有無に関わらず欠席状況を電話等で確認し、常態での |
| | 登校につなげていく。 |
| | ●長期休業日明けは、特に重点的に児童の状況を観察する。 |
| | ●看護当番の教員が、登校時玄関で児童に挨拶をしながら、児童の様子をきめ細かに |
| | 観察する。また、中・昼休みに、校内巡視を行い、いじめ等の行為が行われていな |
| | いかを確認したり、児童に声掛けをしたりする。 |
| | ●「いじめ防止カード」「外部相談窓口周知のためのチラシ」を配布し、いじめのこと |
| | で悩んでいたら誰でもいつでもどこからでも無料で電話することができるところが |
| | あることを知らせる。 |
| 養護教諭 | ●保健室を利用する児童の様子や言動に気を配るとともに、いつもと何か違うと感じ |
| | たときは、その機会を捉え、悩みを聞く。 |
| | ●気になる児童がいた場合、担任・専科・管理職への報告・連絡・相談・報告を日常 |
| | 的に行い、当該児童に対し目を配り、指導・対応にあたる。 |
| 生活指導 | ●定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。 |
| | ●校内巡視や校区内巡視において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。 |
| | ●担任や専科・養護教諭から得た情報の統括をして、積極的対策を発信する。 |
| カウンセラー | |
| | く把握する。 |
| | |
| | 談内容を担任と共有する。 |
| 管 理 職 | ●児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる態勢を整備 |
| | する。 |
| | - ^ ~。 ●教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能してい |
| | るか、定期的に点検する。 |
| <u> </u> | |

②いじめの早期対応の流れ

いじめ発見

・「いじめ防止対策委員会」を招集する。

ŢŢ

実態把握

- ・当事者双方から聴き取り、記録する。
- ・関係教職員と情報を共有し、実態を把握する。

Ţ

指導方針の決定

- ・全教職員で共通理解を図る。
- ・対応する教員の役割分担をする。
- 教育委員会、関係諸機関との連携を図る。

指導·支援

- ○いじめられた児童
 - ・安全確保に努め、守り通すことに よる安全確保を保証する。
- ○いじめた児童
 - ・相手の苦しみや痛みに気付かせる 指導を行うとともに、自らの行為 の責任を自覚させる。
 - ・「いじめは絶対に許されない行為」 という意識を持たせる。
 - いじめの背景に目を向ける。
- ○周りの児童
 - 自分の問題として捉えさせるとと もに、知らせる勇気をもつように する。

保護者・地域との連携

- ・直接会って、事実を正確に伝え、具体的な対策を説明する。
- ・家庭での対応、学校との連携方法に ついて話し合う。
- ・学校と家庭は、それぞれの取り組み 状況について、きめ細かく情報を共 有する。
- ・状況に応じ、関係者に協力を要請し、 連携方法について話し合う。

今後の対応

- ・継続的、定期的に指導や支援を行う。
- ・カウンセラー等と連携し心のケアにあたる。

4 重大事態に向けての取り組み

重大事態とは、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間(年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席。)学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(いじめ防止対策推進法より)とする。

○学校が調査主体の場合

重大事態の発生を市教育委員会に報告する

いじめ防止対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施

いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

調査結果を市教育委員会に報告

調査結果を踏まえた指導支援体制・保護者地域との連携・付属機関との連携

いじめ防止4

5 ネット上のいじめへの対応

インターネットによる危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて把握し、情報モラルに関する指導を行う。

- ●未然防止と早期発見の取り組み
 - ・情報モラルの指導を年間指導計画に位置付け、発達段階に応じ計画的に行う。
 - 「八小SNSルール」を用いて指導し、保護者と連携した啓発活動を行う。
 - ・学校公開時にセーフティ教室を実施し、児童・保護者に正しいインターネットの使用の仕 方について考える機会を設ける。
- ●「ネット上のいじめ」発生時の対応
 - ・書き込み内容を確認する。
 - ・保護者に次の三点について依頼する。
 - ① 掲示板の管理者に削除を依頼する。
 - ② 掲示板等のプロバイダに削除を依頼する。 ※管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合
 - ③ 削除依頼しても削除されない場合。
 - ※警察と連携し助言を受けることや、法務局・地方法務局に相談し,対応することも有効である。
 - ・被害者、加害者に対する心理を考慮した対応を行う。(いじめ対応に準じる)
 - ・全児童に対する情報モラル教育を徹底する。
 - ・関係する保護者への説明と対応(家庭での取り組みへの理解と要請)。

6 新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識への対応

- ●新型コロナウイルス感染症への不安から生じる偏見や差別を受け、苦しんでいる人たちがいる ことを理解し、偏見や差別は決して許されることではないことを指導する。
- ●新型コロナウイルス感染症と最前線で闘ってくれている医療従事者の方々がいることを理解 し、感謝の気持ちを育むとともに、すすんで感染症予防に取り組もうとする態度を育てる。

参考資料

- ・新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料
- ・東京都教育委員会のウェブサイト「考えよう!いじめ・SNS@Tokyo」